

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

コロナウイルスによる申告期限の延長と納税の猶予について

Q 新型コロナの影響により、申告期限が延長されるそうですが、自動的に納税についても猶予されるということでしょうか？

解説

申告期限の延長と納税の猶予は、まったく別の制度です。そのため、適用を受ける条件なども異なります。

1. 申告・納付期限の延長

申告・納付期限の延長は外出自粛などのため申告や納税の行為自体ができない場合に、税務署長へ申請をすることにより、**申告・納付期限を延長する制度**です。

| | |
|------|---|
| 申請 | 申請書はなし。 申告書・納付書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記 |
| 対象 | 法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届け出など |
| 申告期限 | 申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日 |
| 要件 | コロナウイルスの影響により、その期限までに申告・納付ができないこと |
| 納付期限 | 申告をした日が納付期限 |

2. 納税の猶予

納税の猶予は納付期限が過ぎている税額につき、**支払いを猶予してもらう制度**です。

| | |
|------|--|
| 申請 | 【国税】納税の猶予申請書 【地方税】徴収猶予申請書 |
| 対象 | 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目（印紙税を除く）※すでに納期限が過ぎている分についても対象 |
| 提出期限 | 【国税】令和2年6月30日 もしくは本来の納期限のいずれか遅い日まで 【地方税】法令の施行日から2か月後 もしくは納期限のいずれか遅い日まで |
| 要件 | ① コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、 収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合 ② 一時に納税を行うことが困難 |
| 猶予期間 | 原則1年間 の任意の時期に納付できる |

要するに…

申告・納付期限の延長と納税の猶予は全く別の制度です。要件も異なりますので、違いをしっかりと理解して、うまく活用しましょう。